

1 農地法第3条許可事務の適正化・透明化対策について

農地法第3条許可事務の適正化・透明化対策については、平成22年12月に「農業委員会の適正な事務実施について」（平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長通知）を一部改正したところです。当該対策については、可及的速やかに全ての農業委員会において完全履行を担保する必要があることから、引き続き、23年度においても以下の点について、県下農業委員会をご指導願います。

（1）改正適正化通知等に関する指導等

ア 農地法第3条許可事務処理の事前周知（適正化通知）

- ①許可のポイント及び申請から許可までの流れを解りやすく解説した「農地の売買、贈与、賃借等の許可（農地法第3条）について」
- ②申請書の具体的記入方法を申請者の目線で解説した「申請書記入マニュアル」
- ③申請に当たっての必要書類を網羅的に整理した「必要書類一覧」等をホームページ（市町村においてホームページを開設している場合は、最低限ホームページに掲示）等に掲示し、広く周知を図ることにより、全ての農業委員会における事務処理の均質化及び農地法第3条許可事務の透明化を図る。

イ 申請者側に立った相談事務（指導）

相談事務に当たっては、上記マニュアル等の説明及び申請者毎の必要書類を記した「必要書類チェックリスト」による申請時の必要書類の明確化を図る。

ウ 申請書受理後の事務の透明化（指導）

申請書受理時には、「申請書受付のお知らせ」により許可指令書交付までの流れを説明し、事務処理に対する不信感を払拭する。

エ 標準処理期間の目標日数の公表（適正化通知）

「行手法施行に伴う標準処理期間の目安（H6.9.16）」において、4週間とされていることを踏まえ、農地法第3条許可事務に係る標準処理期間の全国目標を30日以内と定め、各農業委員会はこの範囲内で個々の標準処理期間を定め、公表する。

オ 下限面積（別段面積）及び設定理由並びに毎年の見直し・公表（適正化通知）

現行の下限面積基準が閉鎖的との誤解を払拭するため、現行の下限面積（別段面積）及び設定理由について、ホームページ（市町村においてホームページを開設している場合は、最低限ホームページに掲示）等に掲示する。

また、2010農林業センサスの調査結果に基づく地域別の農家経営規模別分布状況及び毎年行う利用状況調査結果を公表するとともに、毎年、当該資料等に基づく別段面積の設定・修正の必要性の有無の組織決定を行い当該検討結果をホームページ（市町村においてホームページを開設している場合は、最低限ホームページに掲示）等で公表する。

カ 相続等の届出に関する継続的周知（死亡時の「死亡届関係書類一式」への包含）（指導）

相続等の届出については、継続的な周知が肝要であることから、窓口へのパンフレット備付け、ホームページ（市町村においてホームページを開設している場合は、最低限ホームページに掲示）等への掲示・周知の他、確実な周知方法として、相続等の届出様式を死亡時における「死亡届関係書類一式」の中に含める。

(2) 改正適正化通知等のフォローアップ調査及び重点指導等

上記1に係る指導を完遂するため、改正適正化通知等のフォローアップ調査の実施と当該調査結果に基づく未達成農業委員会に対する重点指導等を実施願います。なお、当該調査結果については、集計結果を全国段階において公表する予定です。

① 改正適正化通知等の履行状況調査

上記1に係る指導のうち、別段面積については22年度に実施した利用状況調査に基づき検討する可能性が高いことから、4月の総会で決定する農業委員会があると思料されるため、第1回調査を4月末日現在（平成23年4月26日付け23経営第223号経営局構造改善課長通知により依頼）において調査し、第2回調査を4月末調査に基づく重点指導の結果を反映するため7月末日現在で調査する予定。以降は必要に応じて検討。

② 未達成農業委員会に対する重点指導

4月末調査の結果、取組に未達成があった農業委員会に対して、重点指導等を実施し、遅くとも7月の総会において全ての取組を達成させる。

<スケジュール（案）>

ア 4月末日現在調査（調査済み）

- ・調査票配布：4月末日
- ・調査票回収：5月16日（月）
- ・調査結果公表：5月末日

イ 未達成農業委員会に対する重点指導

- ・重点指導期間：～7月末日
- ・指導実施機関：県農業会議、県庁及び農政局

ウ 7月末現在調査

- ・調査票配布：7月15日（金）
- ・調査票回収：8月19日（金）
- ・調査結果公表：8月末日

2 農業生産法人要件の確認・指導について

農地法第6条の規定により、農業生産法人は毎年農業委員会に報告書を提出しなければならず、また、農業委員会は農業生産法人要件を満たさなくなるおそれがある法人に対して必要な指導を行うことになっています。しかしながら、平成22年11月末現在における農業生産法人に係る実態調査を実施した結果、報告書が提出されていない等により当該法人要件の充足状況の確認が出来ない農業生産法人が散見されました。

平成21年の改正農地法に基づき、賃借により農業参入した一般企業への指導を適切に行うためにも、農地の所有権取得が可能である農業生産法人の要件確認等の制度の厳格対応は重要であることから、農業委員会における農業生産法人からの報告書の適時提出要求、要件確認及び総会報告、要件を満たしていない場合の勧告等を適切に実施するよう県下農業委員会をご指導願います。

3 農地法第3条許可申請における新規参入者に対する本人確認について

農地法第3条許可申請においては、従来、農業委員が地元の状況や個々の農家の状況を把握しているため、ことさら申請者から住民票や本人確認資料の提示を求めずとも申請者の本人確認等が可能であったことから、許可要件の確認に支障はなかったところです。

しかしながら、①平成21年の農地法改正により、他業種からの農業参入が増加していること、②地方分権一括法により平成24年4月1日から都道府県知事の農地法第3条許可権限を農業委員会に委譲することになっていることなどから、今後は、農業委員が承知していない者からの申請が増加し許可要件の確認に支障を来すことが予想されます。

このため、今後、農業委員が承知していない申請者については、必要に応じて、本籍の表記がある住民票と本人確認資料の提示を求める等により、通作距離等の確認を行うとともに、本籍地が日本以外の者については農業を行う資格があるかどうか在留資格を確認するなど、適切な許可要件確認について、県下農業委員会をご指導願います。

なお、本人確認資料の提示要求については、あくまでも必要と認めた場合に限り必要最低限の資料を求めるものとし、くれぐれも外部から新規参入障壁との指摘を受けることのないよう適切な運用についてご指導願います。

4 賃借料情報提供推進の取組について

農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について、いまだ未公表となっている農業委員会があります。

また、公表をしているものの「農地法の運用について」(以下「運用通知」という。)の第4に即した情報提供が行われていない農業委員会が散見されています。

これらの状況を踏まえ、以下に該当している場合、より望ましい情報提供を行うよう、県下農業委員会をご指導願います。

(1) 賃貸借件数が10件以上ある農業委員会について

重点指導農業委員会と位置付け、速やかに公表するよう指導。

(2) 賃貸借件数が10件未満の農業委員会について

広域での提供等地域の実情を踏まえ賃借料情報の提供が行われるよう指導。

(3) 運用通知に即した公表が行われていない農業委員会について (H22.12月現在)

①提供する区分に関するもの

- ・地目名（田畠等）が未記載または分類していない

②賃借料情報の表示に関するもの

- ・平均額、最高額、最低額が未記載
- ・データ数（筆数）が未記載

③賃借料算出に用いたデータに関するもの

- ・使用貸借もデータに含まれている（最低額が0円となっている）
- ・物納を算定データに含めていない
- ・最新年のデータとなっていない
- ・集計に用いたデータを収集した期間が不明
- ・集計に用いたデータが複数年分となっている
- ・集計に用いたデータの収集期間が1年未満、又は曆年となっていない
- ・時点データ（〇日現在締結されている賃貸借）により集計されている

④その他

- ・標準小作料を提供している、又は「参考賃借料等」という名称を使っているが、實際は標準小作料と思われるものを提供している
- ・「データが無い」ことを公表することをもって賃借料情報提供としている

等